

頁	項番	行・図表	現行（改訂第11版1刷）	改訂内容（改訂第12版1刷）	変更の理由
表紙					
			表紙・背表紙・裏表紙 <b>KT-11H-1Z</b>	表紙・背表紙・裏表紙 <b>KT-12H-1Z</b>	奥付変更
扉					
まえがき					
凡例					
目次					
第1章 クレーンに関する知識					
1	1.1.1	上から10行目	クレーン（移動式クレーンを除く以下同じ。）	クレーン（移動式クレーンを除く。以下同じ。）	誤記
第2章 クレーンの取扱い					
51	2.6.6	図2-25	<b>安全帯</b> 装着の図	<b>墜落制止用器具</b> 装着の図	法改正
51	2.6.6	下から8行目	クレーンガーダに上がるときは、 <b>安全帯</b> ・・・	クレーンガーダに上がるときは、 <b>墜落制止用器具</b> ・・・	法改正
第3章 原動機および電気に関する知識					
第4章 運転の為に必要な力学の知識					
第5章 労働災害事例					
97	事例7	下から10行目	作業者が、つり荷の進行方向に入っているのに、退避させないままクレーンの操作をしたこと。	つり荷の移動方向の作業者の退避を確認せずクレーンの操作をしたこと。	内容見直し
97	事例7	下から9行目	クレーンによる荷の移動方向につり荷が引っかかる障害物があったこと。	クレーンによる荷の移動中につり荷が障害物に触れ、つり荷が浮き上がったこと。	内容見直し
97	事例7	下から5行目	①クレーン操作者は、つり荷の進行方向に作業者がいる場合は、退避させてからクレーンの操作を行う。	②クレーン操作者は、移動方向の作業者に警音(ブザー等)で知らせるとともに作業者の退避を確認した後、クレーンの操作を行う。	内容見直し
97	事例7	下から3行目	②つり荷の移動方向に作業者がいて逃げ場がない場合、クレーンを停止し、つり荷を床に下ろしてから退避させる。	③つり荷の移動方向に作業者がいて退避場所がない場合、クレーンを停止し、つり荷を床に下ろしてから退避させる。	内容見直し
97	事例7	一番下	③つり荷の移動に障害のおそれのある物は、あらかじめ取り除いておく。	①つり荷の移動方向に障害物がある場合は、あらかじめ取り除いておくなどの対応を行なう。	内容見直し
第6章 関係法令					
99	6.1	上から4行目	改正 平成26年12月1日 法律第82号	改正 令和元年6月14日 法律第37号	法改正の為
99	6.1	上から7行目	改正 平成26年10月1日 政令第326号	改正 令和2年4月2日 政令第148号	法改正の為
105	第41条	施行令四角内 上から2行目	(特定機械等以外の機械)	(厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械)	法改正の為
105	第41条	施行令四角内 下から2行目	二十八 <b>安全帯</b>	二十八 <b>墜落制止用器具</b>	法改正の為
109	6.2	上から3行目	改正 平成29年3月10日厚生労働省令第16号	改正 令和2年7月1日厚生労働省令第134号	法改正の為
111	第39条	上から2行目	第36条第1号から第13号まで、第27号及び第30号から第36条までに掲げる業務に係る特別教育の実施について必要な事項は、労働厚生大臣が定める。	第36条第1号から第13号まで、第27号、第30号から第36号まで及び第39号から第41号までに掲げる業務に係る特別教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。	法改正の為
111	第41条	上から6行目	別表第3の左欄に掲げる業務の区分に応じて、それぞれ、同表の右欄に掲げる者とする。	別表第3の上欄に掲げる業務の区分に応じて、それぞれ、同表の下欄に掲げる者とする。	法改正の為
111	第41条	表6-1 業務の区分（上段）	令第20条第六号のつり上げ荷重が5トン以上のクレーン運転の業務、ただし、次の床上操作式クレーンの運転の業務を除く。	令第二十條第六号の業務のうち次の項に掲げる業務以外の業務	法改正の為
111	第41条	表6-1 業務の区分（下段）	令第20条第六号の業務のうち床上で運転し、かつ、運転するものが荷の移動と共に移動する方式のクレーンの運転の業務（床上操作式クレーン）。	令第20条第六号の業務のうち床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーンの運転の業務	法改正の為
113	6.3	上から3行目	改正 平成30年6月19日厚生労働省令第75号	改正 令和2年4月20日厚生労働省令第67号	法改正の為
参考資料					
奥付					
			2019年10月15日 改訂第11版1刷	2020年12月〇〇日 改訂第12版1刷	奥付変更